

報告第4号・報告第5号

## 健全化判断比率等について

### 参考資料

健全化判断比率の状況 .....	1
連結実質赤字比率等の状況 .....	2
公営企業会計に係る資金不足額等 .....	3 ~ 5
実質公債費比率の状況 .....	6
将来負担比率の状況 .....	7

総括表① 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
044016	宮城県	松島町	-	-	7.6	6.7

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
4,190,050	12,755					



資金不足比率等に関する公営企業会計の決算状況（令和6年度決算）

共通事項 法適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業																					(単位:千円)	
	(1)							(2)	(3)				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(11)		資金不足比率 (9)/(11) (%)
特別会計名	a-b-c -d-e(-f)	流動負債 a	控除企業 債等b	控除未払 金等c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e	土地前受 金(宅造)f	算入 地方債	g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差 額 j(宅造)	地方債残高 (宅造)	長期借入 金(宅造)	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能 資金不足 額	資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	資金不足額 (資金不足比 率)	営業収益の 額-受託工事 収益の額	うち指定管理 者利用料金	事業の 規模	
松島町水道事業会計	69,554	127,184	57,630						1,190,522	1,190,522						▲ 1,120,968		1,120,968	-	505,899		505,899	-
松島町下水道事業 会計	52,567	354,718	302,151						145,097	145,097						▲ 92,530		92,530	-	308,379		308,379	-
共通事項 法非適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業																						
特別会計名	(1)	(2)	(3)								(3)'	(3)''	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	資金不足比率 (9)/(11) (%)	
歳出額	算入 地方債	s-t1-t2 -t3-t4 -t5+t6	歳入額 s	継続費通 次繰越額 t1	繰越明許 費繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 繰越額 t4	支払繰延 繰越額 t5	未収入特 定財源t6	うち事業繰越 等にかかると のt6'	繰上充用金	土地収入 見込額 (宅造)	地方債残高 (宅造)	長期借入 金(宅造)	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能 資金不足 額	資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	資金不足額 (資金不足比 率)	営業収益の 額-受託工事 収益の額	うち指定管理 者利用料金	事業の 規模		
松島町観瀾亭等 特別会計	119,932		130,146	130,146												▲ 10,214		10,214	-	113,746		113,746	-

資金不足比率

=

資金の不足額  
事業の規模

1. 資金の不足額

- ・資金の不足額(法適用企業) = (①流動負債 + ②建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - ③流動資産) - ④解消可能資金不足額
- ・資金の不足額(法非適用企業) = (①'繰上充用額 + ②'支払繰延額・事業繰越額 + ③'建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - ④'解消可能資金不足額

2. 事業の規模

- ・事業の規模(法適用企業) = ⑤営業収益の額 - ⑥受託工事収益の額
- ・事業の規模(法非適用企業) = ⑤'営業収益に相当する収入の額 - ⑥'受託工事収益に相当する収入の額

I. 水道事業会計(法適用企業)

1) 資金の不足額

- ① 流動負債: 69,554 千円 【流動負債 127,184 千円 - 控除企業債等 57,630 千円】
- ② 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高: 0 円
- ③ 流動資産: 1,190,522 千円
- ④ 解消可能資金不足額: 0 円

2) 事業の規模

- ⑤ 営業収益の額: 505,899 千円 【水道料金 491,364 千円 + その他 14,535 千円】
- ⑥ 受託工事収益の額: 0 円

※ 資金不足比率

=

$$\frac{(\text{①} + \text{②} - \text{③}) - \text{④}}{\text{⑤} - \text{⑥}}$$

=

-221.58 %

## II. 下水道事業会計(法適用企業)

### 1) 資金の不足額

① 流動負債: 52,567 千円 【流動負債 354,718 千円 - 控除企業債等 302,151 千円】

② 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高: 0 円

③ 流動資産: 145,097 千円

④ 解消可能資金不足額: 0 円

### 2) 事業の規模

⑤ 営業収益の額: 308,379 千円 【下水道使用料 182,405千円 + 雨水処理負担金 125,641千円 + その他 333千円】

⑥ 受託工事収益の額: 0 円

<b>※ 資金不足比率</b>	=	$\frac{(\text{①} + \text{②} - \text{③}) - \text{④}}{\text{⑤} - \text{⑥}}$	=	<b>-30.01</b>	%
-----------------	---	---	---	---------------	---

## III. 観瀾亭等特別会計(法非適用企業)

### 1) 資金の不足額

①' 繰上充用額: 0 円

②' 支払繰延額・事業繰越額: 0 円

③' 建設改良等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高: 0 円

④' 解消可能資金不足額: 0 円

### 2) 事業の規模

⑤' 営業収益に相当する収入の額: 113,746 千円【観覧料・通行料・売上収入等】

⑥' 受託工事収益に相当する収入の額: 0 円

<b>※ 資金不足比率</b>	=	$\frac{(\text{①}' + \text{②}' + \text{③}') - \text{④}'}{\text{⑤}' - \text{⑥}'}$	=	<b>0.00</b>	%
-----------------	---	---	---	-------------	---

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
令和4年度	533,142			253,951	16,793	20		48,319	51,653	404,272	658
令和5年度	530,473			247,855	18,605	3		49,790	79,395	373,293	660
令和6年度	508,812			174,306	18,110	0		45,860	60,386	326,723	663

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和4年度	2,081,270	2,062,237	59,880
令和5年度	2,141,882	1,991,775	25,851
令和6年度	2,125,880	2,051,415	12,755

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
令和4年度	7.98024
令和5年度	7.92729
令和6年度	7.03778

実質公債費比率(3カ年平均)	7.6
----------------	-----

※ 実質公債費比率の算出方法 
$$\frac{①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-(⑧+⑨+⑩+⑪)}{⑫+⑬+⑭-(⑨+⑩+⑪)}$$

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和4年度									20
令和5年度									3
令和6年度									0

総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
4,734,888	0	2,780,917	176,397	835,775	0	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
2,979,101	689,269	570,088	4,604,098

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	A - B	将来負担比率 (%)
8,527,977		8,272,468	255,509	
=				
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	C - D	6.7
4,190,050		387,772	3,802,278	